

テモ、尙ホ其ノ國勢ノ衰頽セズシテ、益々隆盛ヲ致ス所以ハ、蓋シ「ミール」即チ村落制度ノ、意外ニ完備セルニ由ルナリ。是ニ由テ之ヲ觀レバ、自治制ノ實行整理ハ、甚ダ緊要ニシテ、獨リ住民各自ノ有形上無形上ノ利益幸福ヲ増進スル上ニ於テ必要ナルノミナラズ、寔ニ國家ノ隆替ニ至大ノ關係ヲ有スルコト瞭瞭トシテ火ヲ睹ルガ如シ。

### 第四節 地方ノ財政

昔日國政統一以前ニ在テハ、政令行ハレズ、公安ノ保護周到ナラザリシヨリ、各地自衛ノ策ヲ執リ、地方自治ノ範圍極メテ廣カリキ。然ルニ專政制度ヲ布キ、所謂中央集權トナリシヨリ、地方自治ノ制（ローカル、セルフ、ガバインメント）漸次其ノ範圍ヲ蠶食セラレ、地方行政事務ヲモ、國家自ラ之ヲ經營

地方財政  
膨脹

スルニ至レリ。然ルニ事務ノ性質上、或ハ地理上ノ關係ニ基キ、或ハ統一ヲ許サズ、或ハ緻密ヲ要スル等、地方團體ニ非ザレバ爲スコト能ハザルモノ、若シクハ中央政府ヨリハ、寧ロ地方團體ノ爲ス方周到ニシテ便益多ク、且費用省畧ヲ主トセバ、相當監督ヲ加ヘテ、地方ニ委任スルヲ反テ得策トスルモノアリ。隨テ所謂地方分擔ノ必要ヲ感ゼシヨリ、近時國務ノ範圍及ビ、種類ノ増加ト共ニ、國家ガ地方團體ノ負擔ニ歸セシメタルモノ多キヲ加ヘタリ。蓋シ地方團體、自家ノ政務亦大ニ増加シ來レルハ、各國ノ經歷ニ徴シテモ、斯クアルベキ道理ニシテ、地方財政ノ年ヲ追テ膨脹スル主因實ニ此ニアリ。苟モ財政ノ整理ト國民ノ負擔ト、共ニ宜シキヲ得シメント欲セバ、國家財政ノミニ注目シテ、地方財政ヲ不問ニ措クベキニ非ズ。世上或ハ代議ノ制ヲ設ケテ、中央政府ノ組織



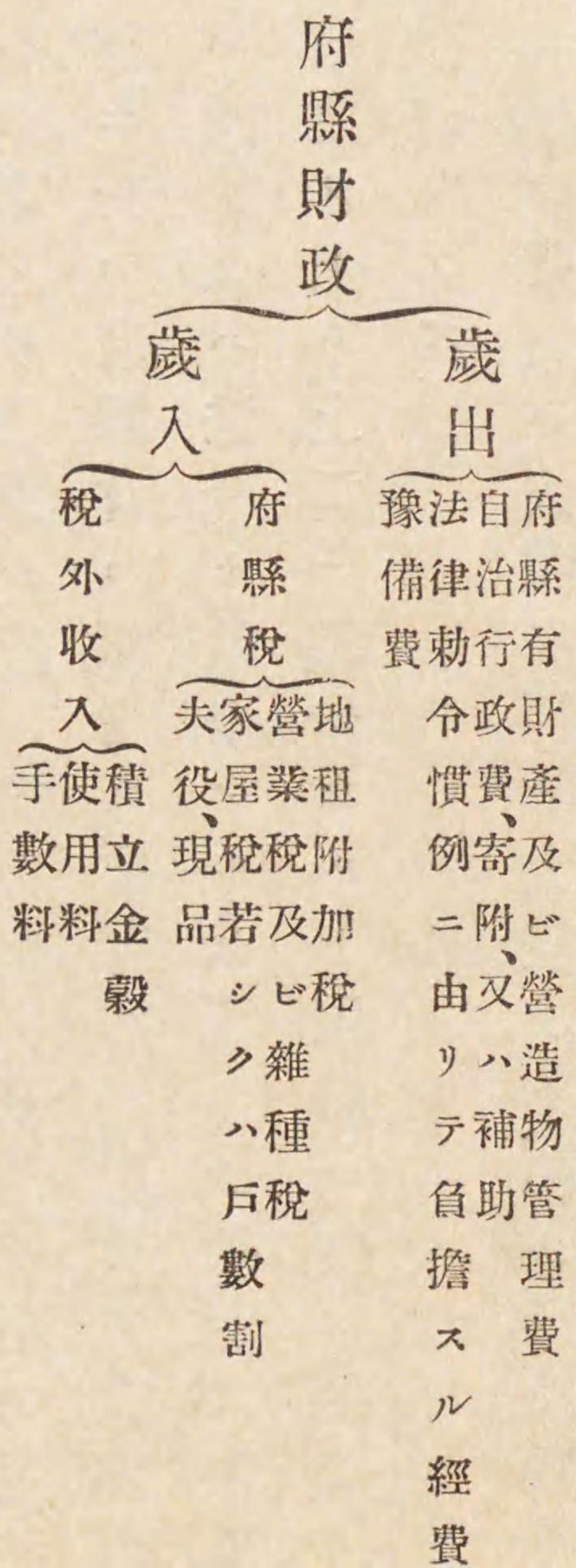
整然タルトキハ、地方自治ノ如キハ、其ノ必要ヲ認メザルガ如ク思ヘルモノモアレド、其ノ不可ナルトハ既ニ之ヲ説明セリ。況ヤ國民ヲシテ自治ノ責任ヲ有シ、地方ノ公事ニ練習シ、施政ノ難易ヲ知ラシメテ、以テ漸ク國事ニ任ズルノ實力經驗ヲ養成スルハ、立憲政體ノ基礎ヲ立ツル根源ナルニ於テナヤ。

今地方財政ニ論及セントスルニ當リ、左ノ順序ニ由リテ論歩ヲ進メントス。

府縣財政

- 第一、府縣財政。
- 第二、郡財政。
- 第三、市町村財政。
- 第四、地方債。
- 第一、府縣ノ經費ハ、府縣稅其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

ルヲ要ス、其ノ歲出入ノ種類ハ左ノ如シ。



歲入中、地租ノ附加ハ國稅タル地租ノ三分ノ一以内ヲ限度トシテ徵收スルモノナリ。營業稅ニハ國稅ヲ負擔セザル商業ニ賦課スルモノト、國稅納付者ニ對シ、其ノ本稅十分ノ二以内ノ附加稅ヲ課スルノ二種アリ。雜種稅ハ、特殊ノ營業又ハ物件ニ賦課シ、家屋稅ハ家屋ニ對シテ課スルモノニシテ、府縣内ニ土地家屋ヲ有シ、又ハ店舖ヲ定メテ營業ヲ爲ス



モノノ納ムル所ナリ。戸數割ハ、家屋稅ヲ用ヒザル地方ニ限  
 リテ行フモノニシテ、府縣内ニ三箇月間以上一戸ヲ構フル  
 モノニ賦課ス。但シ府ニ於テハ府會ノ決議ニ依リ府ノ支出  
 ニ充ツベキ府稅ヲ、市部及ビ郡部ニ分賦セザルベカラズ。  
 府縣歲出入ノ豫算ハ、府縣知事毎年之ヲ調製シ、年度(政府ノ  
 會計年度ニ同ジ)開始前府縣會ノ議決ヲ經ルヲ要ス。決算モ  
 亦府縣知事之ヲ調製シ、府縣參事會ノ審査ヲ經テ翌翌年ノ  
 通常會ニ於テ府縣會ニ報告ス。府縣會ハ計算ノ當否眞偽ヲ  
 審査シ、豫算又ハ法令ト適合スルヤ否ヤヲ判定ス。豫算決算  
 共ニ決定ノ上ハ、上司ニ報告スルト同時ニ、其ノ要領ヲ告示  
 セザルベカラズ。

郡財政

第二、郡ノ歲出ハ、大體府縣ト大差ナク、郡ノ行政費及ビ法  
 令ニ依リ其ノ負擔ニ屬スルモノヲ含ミ、歲入ハ郡有財産使

用料又ハ手數料其ノ他ノ雜收入ヨリ成ル。此等ヲ以テ歲出  
 ニ充テ、尙ホ不足スルトキハ、之ヲ其ノ豫算ノ屬スル年度ノ  
 前前年度ニ於ケル各町村直接國稅府縣稅ノ徵收額ヲ標準  
 トシテ、郡内各町村ニ分賦セザルベカラズ。其ノ他郡内ノ町  
 村ニ於テ利益ヲ生ズル土木事業ヲ起スコトアルトキハ、以  
 上分賦額以外ニ、尙ホ夫役又ハ現品ヲ增徴スルコトアル  
 ベシ。

郡歲出入ノ豫算ハ、郡長毎年之ヲ調製シ、年度(政府ノ會計年  
 度ニ同ジ)開始前郡會ノ議定ヲ經ルヲ要ス。決算ハ、郡長之ヲ  
 調製シ、郡參事會ノ審査ヲ經、翌翌年ノ通常會ニ於テ郡會ニ  
 報告セザルベカラズ。豫算決算共ニ上司ニ報告シ、其ノ要領  
 ヲ告示ス。

第三、市町村ノ財政ハ左ノ如シ。

市町村財政



市町村歳出入

歳入		歳出	
市町村税 附加税 府税 縣税 間接		經常 手数料 證明 市町村 建設物	固有費 會費 議費 吏費 財產 等ノ 管理費 委託費 浦役 他場 市費 町村ニ 屬セシ メラレ
臨時國庫補助 財 產 賣 却 不 動 產 起債 募集		財產使用料 市 牧 場 森 林 地 建 設 物	財產收入 積立金 水道 燈 車 鐵 道
豫備金 寄附品 現金 納 入 間 接		市町村税 特別税 現金 納 入 間 接	積立金 水道 燈 車 鐵 道

市町村税

右ノ内、財産收入使用料及ビ手数料ヲ以テ歳出ニ充ツルヲ本則トシ、尙ホ不足スル場合ニ限り、始メテ市町村税ヲ徴收スベキモノトス。是市町村ハ、大ニ他ノ行政機關ト異ナリテ、所謂自營經濟ヲ主トシ、勉メテ基本財産ヲ増殖シ、租税ヨリハ寧ろ財産收入ニ重キヲ置クヲ要スルガ爲メナリ。本邦ノ現狀ニシテ、之ニ反スルモノアラバ、其ノ事ニ當ルモノハ、大ニ之ヲ改メンコトヲ要ス。

市町村税ハ、区内ニ土地家屋ヲ有シ、又ハ店舗ヲ定メテ營業



チ爲スモノ、若シクハ三箇月以上市町村ニ在住スルモノヨリ徴收スル所ニシテ、特別税附加税ノ二ツニ分ル。特別税ハ、地方特殊ノ税目ニ屬シ、間接直接ノ別アリ、建物ノ如キ一定ノ物件ニ課スルモノハ、直接税ニシテ、物品ノ消費移轉交通ニ課スルモノハ、間接税ナリ。夫役現品ハ市町村公共ノ事業ヲ起シ、又ハ公共ノ安寧ヲ維持スルトキノ如ク、萬止ムヲ得ザル場合ニ限リテ賦課スベキモノトス。夫役ハ、彼ノ學藝美術及ビ手工ニ關スル勞役ニ課スルヲ禁ジ、又代人ヲ以テ之ニ充テ、又ハ急迫ノ場合ヲ除キ、金錢ニテ代納スルコトヲ許シタルガ如キハ、動モスレバ夫役ノ公平ヲ缺キ、今日ノ時世ニ適セザルニ因ルナリ。又現品納付ハ、國税ニ在テ不可ナルガ如ク甚ダシカラズト雖モ、双方ノ不便少カラザルガ故ニ、濫ニ用フベカラザルナリ。

特別税

特別税ハ、獨立ノ課税ニシテ、入市税ノ如キ其ノ尤モ顯著ナルモノナリ。特殊ノ費用ニ充ツル爲メ、特別ノ税目ヲ設クルハ、國家ニ於ケルガ如ク不可ナラズト雖モ、入市税ノ如キハ、交通ヲ妨害シ、徴收ノ費用ヲ要スルコト大ナルヲ以テ、決シテ採用スベキモノニ非ザルナリ。

附加税

附加税ハ、或ル歩合ヲ以テ、國税又ハ府縣税ニ追加シテ徴收スルモノニシテ、特別税ニ比スレバ左ノ利益アレドモ、間接税ニ附加スルトキハ、異動甚ダシク、脱税ノ弊ヲ誘致スルヲ以テ、間接附加税ハ之ヲ避ケザルベカラズ。

第一、特別税ノ如ク特殊ノ税源ナキ所ニテハ、行ハレザルノ憂ナク、其ノ基礎甚ダ廣シ。

第二、既ニ國税トシテ各人ノ賦課額定リテ、之ト同時ニ徴收セララルガ故ニ、賦課徴收上、勞費ヲ省クコト頗



ル大ナリ。

第三、附加税トシテ地方團體ノ得ル所アル以上ハ、國家收税權ノ及バザル所ニモ取締ヲ施シ、隨テ大ニ國稅逋脱者ヲ減少シ、其ノ負擔ヲ公平ナラシメ、國稅ノ検査費ヲ減少スルコト少シトセズ。

第四、地方收税權ハ、必ズシモ國家ノ收税權ト別立セシムルヲ要セズ、之ヲ國稅ト同一ノ手ニ於テ徵收セバ、延テ地方財政ニ於ケル監督モ行ハレ、暗暗裏ニ之ガ損失弊害ヲ救治スルノ利益アルベシ。

第五、地方人民ノ負擔ヲ算定スル上ニ付キテノ便益モ亦少シトセズ。

然レドモ本體タル國稅宜シキヲ失フトキハ、附加税ノ爲メニ益々其ノ害ヲ深カラシムルノ憂アルベク、又負擔額ニ毎

臨時歲入

年異動アルガ如キハ、其ノ缺點ナリト謂フベシ。

總テ經常費ハ、毎年繼續シテ絶エザルモノナレバ、一時ノ歲入ヲ以テスベカラズシテ、經常歲入ヲ以テ支辨スルヲ本則トスベキハ、國家ト同一ナリ。故ニ臨時費ノ爲メニハ、臨時歲入ヲ必要トスル場合ヲ生ズベシ。豫備金穀ハ、臨時費支辨ノ爲メニ設クルモノナリ。寄附ハ、國家ニ在リテハ許シ難キ所ナルモ、自治體ニ於テハ必要トスルコトナキニ非ズ、多クハ使用ノ目的ヲ定メテ納付スルモノナレバ、一般ノ基本財産ト分離シ、所謂特別會計ヲ以テ整理スルヲ可トス。補助ハ國家ガ毎年ノ豫算ヨリシ、又ハ山林ノ如キ財産全體ヲ交付シ、若シクハ寧口地方税タルニ適當セル租税ヲ讓渡シテ、市町村ノ財源ヲ補足スルノ用ニ供スルモノナリ。然レモ一旦一地方ニ與フレバ、他ニ向テ之ヲ拒ムコト能ハザルヨリ、容易

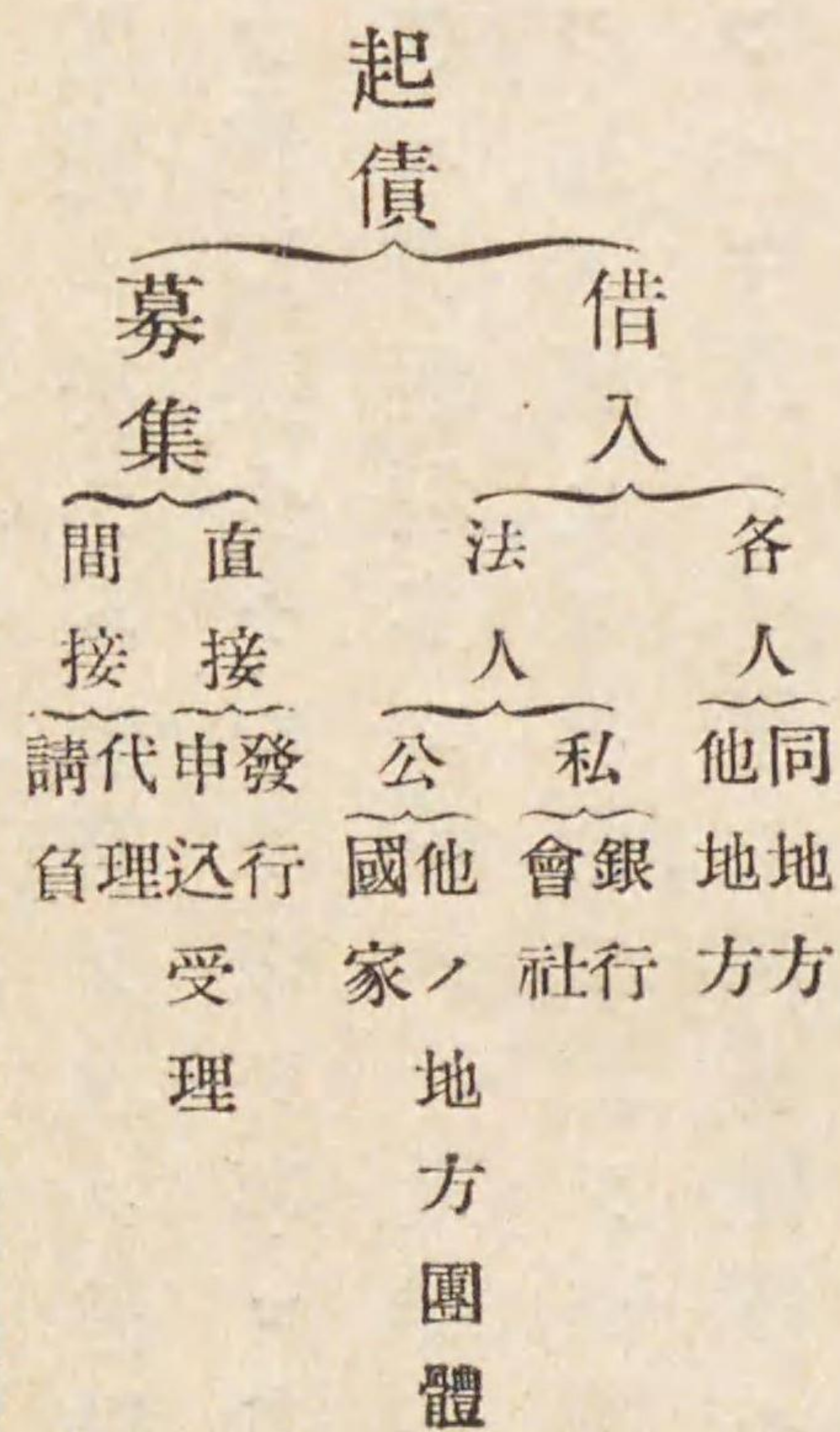


ニ端緒ヲ開キ難キモノアリ。故ニ必ズ之アルコトヲ期スベカラズ。又財産ヲ賣却スルガ如キハ、基本財産ヲ増殖スベキ自治體ノ本旨ニ反スルガ故ニ、決シテ濫ニスベカラズ、就中不動産ニ於テ尤モ然リトス。寧ロ贅費冗用ヲ節制シテモ、財産購入ヲ勉ムベキナリ、故ニ唯大ニ依頼スルニ足ルハ、次ノ第四ニ述ブル所ノ起債アルノミ。

市町村歳出入ノ豫算ハ、市町村長ヨリ毎年市町村會ニ提出シテ其ノ議決ヲ經ザルベカラズ。決算ハ會計年度終結後三箇月以内ニ、市町村會ニ提出シテ、其ノ認定ヲ求ム。豫算決算共ニ上司ニ報告スルト同時ニ、其ノ要領ヲ公示スルヲ要ス。第四、地方債ニハ、公ニ募集スルモノト一時借入ルルモノトノ別アリ。借入ハ豫算定額ノ支出ノ爲メニシ、年度内ノ收入ヲ以テ償還スベキモノニシテ、事體稍小ナリ。之ニ反シ募

地方債

集スルモノハ、從前ノ負債元額ヲ償還スル爲メカ、又ハ天災時變等已ムヲ得ザル支出、若シクハ永久ノ利益トナルベキ支出ヲ要スルニ方リ、通常ノ歳入ヲ増加スルトキハ、其ノ地方住民ノ負擔ニ堪ヘザル場合ニ非ザレバ、之ヲ起スコトヲ得ズ。且三十年以内ニ還了スルノ必要アルノミナラズ、豫メ募集ノ方法、利息ノ定率、及ビ償還ノ方法ヲ定メテ、監督官廳ノ許可ヲ受ケザルベカラズ。今起債ノ方法ヲ一層細分スレバ左ノ如クナルナリ。





地方團體ニ於テハ、政府ノ如ク信用大ナラズ、募集並ニ證券取引ノ範圍狹少ナルヲ以テ、寧ロ多少競争ヲ許シテ、短期借入ニ依ル方便利多カルベシ。近時各國トモ、地方債濫増ノ弊ヲ生ジ、殆ド底止スル所ヲ知ラザルモノノ如シ、是一大警戒ヲ加フベキ點ナリ。蓋シ地方團體ハ、國家ノ如ク永久公債ヲ起スノ權力ナク、必ズ一定ノ期間ニ償還スルヲ要スルノミナラズ、國家ノ信用ニ比シテハ、多少下ル所アルヲ以テ、地方債ハ、勢利率モ高ク、年限モ亦短カラザルヲ得ズ。サレバトテ又國債ノ如ク低利ノモノニ借換フルコトモ容易ナラザル所アレバ、國家ノ起債ト同一ニハ論ズベカラザルナリ。加フルニ地方會計ノ監督、嚴密ヲ缺ギ、動モスレバ負擔ヲ後世ニ讓ルノ傾向アリ。又ハ地方ノ富豪有力者等ガ、自家ノ利益ノ爲メニ起債ヲ誘導スルコトアリ。故ニ極力收支ノ適合ヲ圖

リ、以テ負債ノ増加ヲ避ケザルベカラズ。然ラザレバ地方財政紊亂ノ爲メニ、人民ニ不測ノ損害ヲ與ヘ、延テ國家財政ノ基礎ヲ危殆ナラシメンモ知ルベカラザルナリ。  
 (參看) 府縣稅徵收法、地方稅規則、備荒儲蓄法。

### 第五節 地方政務ノ監督

地方政務ノ監督ハ、左ノ三種ニ分ル。

府縣

第一、 府縣——第一次 內務大臣

監督 第二、 郡市——第一次 府縣知事——第二次 內務大臣

第三、 町村——第一次 郡長——第二次 府縣知事——第三次 內務大臣

第一、 內務大臣ハ、府縣ノ行政、果シテ法律命令ニ背戾セザルヤ否ヤ、公益ヲ害セザルヤ否ヤ、其ノ事務澁滯セザルヤ否ヤヲ監視スル爲メ、行政事務ノ報告ヲ徵シ、並ニ實地ニ就キ



テ視察シ、會計出納ヲ檢閲シ、監督上必要ナル命令ヲ發スル權ヲ有シ、又豫算中、不當若シクハ不急ノモノアルトキハ、之ヲ削減スルノ權ヲモ有ス。而シテ尙ホ其ノ上ニモ、勅裁ヲ經テ府縣會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得。左ノ事項ニ關スル議決ハ、内務大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス。

- 一、學藝美術、又ハ歷史上貴重ナル物件ヲ處分シ、若シクハ大ナル變更ヲ爲スコト。
- 二、使用料、手數料ヲ新設シ、増額シ、又ハ變更スルコト。
- 三、寄附若シクハ補助ヲ爲スコト。
- 四、不動産ノ處分ニ關スルコト。
- 五、夫役及ビ現品ヲ賦課スルコト。但シ急迫ノ場合ハ此ノ限ニ非ズ。
- 六、繼續費ヲ定メ若シクハ變更スルコト。

七、特別會計ヲ設クルコト。

又左ニ掲グル事件ハ、内務大臣及ビ大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス。

- 一、府縣債ヲ起シ、竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率、及ビ償還ノ方法ヲ定メ若シクハ變更スルコト。但シ一時ノ借入金ハ此ノ限ニ非ズ。
- 二、地租三分ノ一ヲ超過スル附加稅ヲ賦課スルコト。但シ法律勅令中、別段ノ規定アル場合ハ、此ノ限ニ非ズ。
- 三、法律勅令ノ規定ニ依リ、官廳ヨリ下渡ス歩合金ニ對シ、支出金額ヲ定ムルコト。
- 第二、郡ノ監督官廳ニ於テ、郡行政ノ法令ニ反セザルヤ、公益ヲ害セザルヤヲ監視スルハ、府縣ト殆ド同一ナリ。郡會ハ内務大臣ノ命ニ依テ解散セラルルノ差アルノミ。而シテ貴

郡



重品ノ處分又ハ變更、使用料手數料ノ新設、增額、變更ニハ、內務大臣ノ許可ヲ要シ、起債ニ關シテハ、內務大臣ノ許可ヲ要スルモ、左ニ掲グル事件ニ付キテハ、府縣知事ノ許可ヲ得レバ足レリ。

- 一、積立金穀等ノ設置及ビ處分ニ關スルコト。
  - 二、寄附若シクハ補助ヲ爲スコト。
  - 三、不動産ノ處分ニ關スルコト。
  - 四、夫役及ビ現品ヲ賦課スルコト。但シ急迫ノ場合ハ此ノ限ニ非ズ。
  - 五、繼續費ヲ定メ若シクハ變更スルコト。
  - 六、特別會計ヲ設クルコト。
- 第三、市町村ノ監督官廳ハ、其ノ行政ノ法令ニ背戾セザルヤ、其ノ事務ノ錯亂澁滯セザルヤヲ監視シ、法令ニ依テ負擔

市町村

シ、又ハ當該官廳ノ命ジタル支出ヲ拒ムトキハ、府縣知事ハ之ヲ實行セシメ、又議決スベキ事項ヲ議決セザルトキハ、市ニ在テハ府縣參事會、町村ニ在テハ郡參事會代テ之ヲ議決ス。而シテ市町村會ノ解散ハ、內務大臣之ヲ命ズ。左ニ掲グル事項ニ關スル議決ハ、內務大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス。

- 一、條例ヲ設ケ竝ニ改正スルコト。
  - 二、學藝、美術ニ關シ、又ハ歷史上貴重ナル物品ノ賣却、讓與、質入、書入、交換、若シクハ大ナル變更ヲ爲スコト。
- 左ノ事項ニ關シテハ、內務大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス。
- 一、新ニ負債ヲ起シ、又ハ負債額ヲ増加スルコト。
- 但シ償還期限三年以内ノモノハ、此ノ限ニ非ズ。



二、特別税並ニ使用料、手數料ヲ新設シ、増額シ、又ハ變更スルコト。

三、地租七分ノ一、其ノ他直接國稅百分ノ五十ヲ超過スル附加税ヲ賦課スルコト。

四、間接税ニ附加税ヲ賦課スルコト。

五、法律勅令ノ規定ニ依リ、官廳ヨリ補助スル歩合金ニ對シ、支出金額ヲ定ムルコト。

之ヲ要スルニ、監督ノ目的ハ、法令ニ違背スルコトナク、且ツ事務ノ整理舉行ヲ期スルニ在ルハ勿論ナリト雖モ、自治體經濟力ノ保全ヲ圖ルモ、亦其ノ一ニ居ルナリ。是地方團體ノ資力ハ大ニ國力ノ消長ニ關係スルヲ以テナリ。然ノミナラズ地方團體ノ經濟ヲシテ國家ノ財政ト牴觸シ、之ガ爲メニ財源ヲ涸渴シテ、國家ノ財政ヲ傷害セシメザランコトヲモ

勉メザルベカラズ。況ヤ地方團體モ亦國家機關ノ一ナルヲ以テ、其ノ爲ス所ヲシテ公益ニ害ナカラシムベキハ、國家ノ任務ナルニ於テチヤ。



法制經濟大意 法制篇終

明治三十二年四月二十三日印刷  
同 年四月二十六日發行  
同 三十三年六月二十三日三版

法制篇

定價金六拾錢

著者

法學博士

添田壽



東京市小石川區水道端町二丁目五十三番地

金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

右社長

原亮一郎

東京市下谷區龍泉寺町四百十四番地

帝國印刷株式會社

東京市京橋區築地三丁目十五番地

賣捌所

印刷所

代表者

發行者兼印刷者

著作權所有









所賣販書圖用科教行發社會式株籍書堂港金

同野澤	同甲斐國甲府	同武藏國浦和	同同川越	同同上野國前橋	同同高崎	同同富岡	同同下總國千葉	同同船橋	同同上總國東金	同同大多喜	同安房國北條	同常陸國水戸上市	同同石岡	同同土浦		
(山梨縣)	(埼玉縣)	(群馬縣)	(千葉縣)	(千葉縣)	(千葉縣)	(千葉縣)	(千葉縣)	(千葉縣)	(千葉縣)	(千葉縣)	(茨城縣)	(茨城縣)	(茨城縣)	(茨城縣)		
岩下袈裟店	柳藤正書堂	高野幸吉	水村岩三	明文堂	高橋常平	柴田清三郎	本田清三郎	多田屋兵衛	木野屋兵衛	大野屋本吉	多田屋本吉	惠比壽屋書店	鳥海書店	川又銀藏	高野清次	伊沼彌助

同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	
(栃木縣)	(福島縣)	(宮城縣)	(山形縣)	(山形縣)	(山形縣)	(山形縣)	(山形縣)	(山形縣)	(山形縣)	(山形縣)	(山形縣)	(山形縣)	(山形縣)	(山形縣)	
寺田清兵衛	須藤市右衛門	田代太郎三郎	三泉堂	博中善平	田中善平	橋本善平	瀨野作右衛門	佐藤野與七	高橋文七	木村文七	藤村文七	有崎千之助	佐藤千之助	日大風盛	日向泉源吉

同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同	同同		
(秋田縣)	(巖手縣)	(青森縣)	(北海道)	(北海道)	(北海道)	(北海道)	(北海道)	(北海道)	(北海道)	(北海道)	(北海道)	(北海道)	(北海道)	(北海道)		
地主文藏	白崎善八	鈴木喜八	成見清兵衛	大澤鮮進	東海林重太郎	柳田繁次	神田繁次	佐藤庄兵衛	上村才六	菊地忠太郎	佐藤重藏	菊地重藏	今泉道次郎	今泉支店	魁左文太	川南重祐

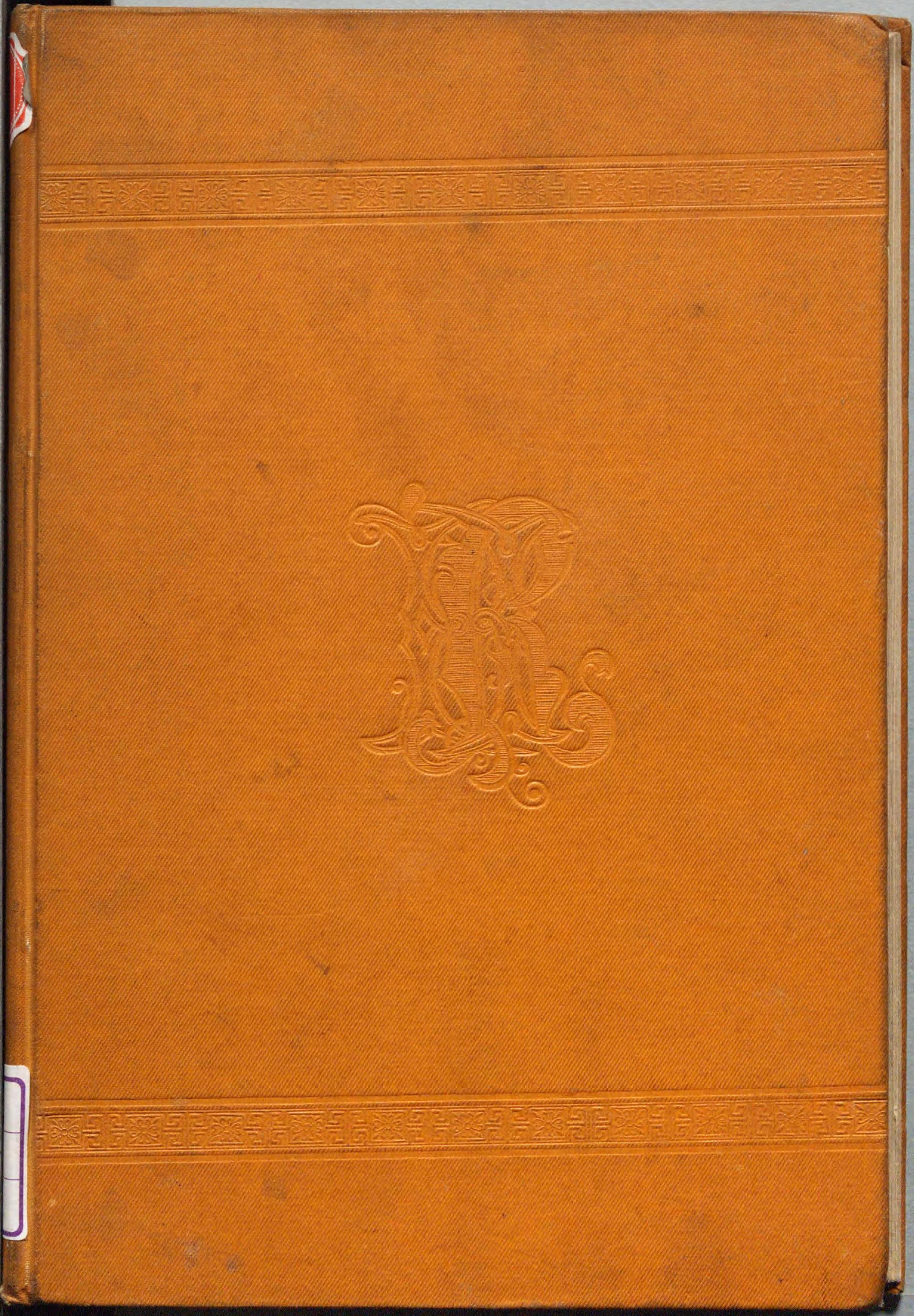


最高裁判所図書館



000126450





**Kodak Color Control Patches**



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**Kodak Gray Scale**

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak